

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月7日

【会社名】 株式会社エボラブルアジア

【英訳名】 Evolvable Asia Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉村 英毅

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 柴田 裕亮

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券  
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (第9回新株予約権)  
その他の者に対する割当 28,209,460円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払込むべき金額の合計額を合算した金額 2,030,909,460円  
(第10回新株予約権)  
その他の者に対する割当 15,348,960円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払込むべき金額の合計額を合算した金額 3,044,748,960円  
(第11回新株予約権)  
その他の者に対する割当 4,964,850円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払込むべき金額の合計額を合算した金額 5,053,964,850円  
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額  
に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合  
算した金額は増加又は減少します。  
また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及  
び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予  
約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少しま  
す。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	5,722個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金28,209,460円
発行価格	本新株予約権1個当たり4,930円(本新株予約権の目的である株式1株当たり49.3円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年7月24日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エポラブルアジア 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階
払込期日	平成29年7月24日(月)
割当日	平成29年7月24日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 赤坂支店

- (注) 1 株式会社エポラブルアジア第9回新株予約権(以下「第9回新株予約権」といい、株式会社エポラブルアジア第10回新株予約権(以下「第10回新株予約権」といいます。)及び株式会社エポラブルアジア第11回新株予約権(以下「第11回新株予約権」といいます。)とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成29年7月7日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第9回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第9回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第9回新株予約権の目的である株式の総数は572,200株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第9回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 第9回新株予約権の行使価額の修正基準: 当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度: 行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができる。</li> <li>4 行使価額の下限: 当初2,918円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>5 割当株式数の上限: 第9回新株予約権の目的である株式の総数は572,200株(平成29年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は3.42%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 第9回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第9回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 1,697,889,060円(但し、第9回新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 第9回新株予約権には、当社の決定により第9回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式          当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式          単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第9回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式572,200株とする(第9回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第9回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第9回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第9回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1 第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第9回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初3,500円とする。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,918円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(3) 上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。</p> <p>当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合直前になされた上記第(1)号に基づく行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第9回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>
----------------------------	---

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第9回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第9回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第9回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,030,909,460円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第9回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第9回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第9回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年7月3日から平成31年7月2日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社りそな銀行 赤坂支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 第9回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第9回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。 (2) 第9回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 第9回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	各第9回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、第9回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年1月4日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第9回新株予約権1個当たり4,930円の価額で、第9回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第9回新株予約権の全部を取得することができる。

	<p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第9回新株予約権1個当たり4,930円の価額で、第9回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第9回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第9回新株予約権1個当たり4,930円の価額で、第9回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第9回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「One Asia -アジアは一つとなり、世界をリードする-」をビジョンに、「アジアの人々の「移動」と「協業」を、ITの力でより近くに」を企業ミッションとして事業展開を行っております。旅行商材の比較サイトによる直販、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供、ホールセール、法人の出張手配を販路として、国内航空券を中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発(1)を行う「ITオフショア開発事業」、さらに増加する訪日旅客(インバウンド需要)に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」の三本の柱を主要事業として事業展開を進めております。

当社は上場以来、既存事業とのシナジーを重視した積極的な投資及びM&Aを推進してきており、連結グループも7社を数えるまでに拡大いたしました。このうち、6社は上場後にグループ化した子会社・関連会社となります。それに伴い、当社グループは、事業の規模や多様性の面で急速に変化しております。また、当社グループでは2020年に向けた中期経営方針に従い、取扱高1,000億円を達成すべく、既存事業の成長に加え、積極的な投資及びM&Aにより業容を拡大して参ります。

また、当社は、新ブランドAirTrip(2)を総合旅行サービスプラットフォームとして拡大することを目指しており、当社プラットフォームのユーザー数・会員数の更なる拡大に向けたブランディングや様々な営業施策をはじめとするマーケティングを行うことにより、ブランド認知を高めることを企図しております。具体的な施策として、幅広くブランドの認知度を向上させるため、TVCM等を活用したマス広告や、広い世代に影響のある人物を起用したブランディング活動を計画しております。これらの施策は、現状の営業活動において実施している広告活動とは性質が異なるものの、それを効果的・効率的にすることが期待できると判断しております。

上記を踏まえ、当社の資金需要を慎重に検討した結果、今般、戦略的な大型M&A及び新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的とするブランディングコストに充当することを目的として、本新株予約権によるエクイティ・ファイナンスを決定いたしました。

本新株予約権によるエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4.新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載の通りです。

- 1 ラボ型システム開発：プロジェクト毎に人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発モデルと異なり、ラボ型は、顧客ごとに新たに人材を採用し、完全専属のエンジニアとして提供することを特徴としております。また、ラボ型の開発では、顧客がエンジニアの開発活動を適時確認することができ、一般的な受託開発モデルと比べ、格段に顧客の意向を反映しやすいモデルであるため、常に100%に近い稼働率を達成できるビジネスモデルとなっております。
- 2 AirTrip：「最もおトク」で「最も便利」なサービスをコンセプトとする総合旅行サービスプラットフォームであり、現在は国内航空券に加え国内宿泊、海外航空券及び民泊の予約サービスの提供を行っております。

## (2) 本新株予約権の商品性

## 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的である株式の総数は2,086,900株(第9回新株予約権につき572,200株、第10回新株予約権につき673,200株、第11回新株予約権につき841,500株)です。
- ・第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の当初の行使価額は、それぞれ3,500円、第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の当初の行使価額は、それぞれ3,500円、4,500円及び6,000円ですが、いずれの本新株予約権についても、当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含みます。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額である2,918円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%の水準)を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社は、以下の場合には、上記行使価額の修正を行うことができません。
  - 当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいいます。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。)が存在する場合
  - 直前になされた上記行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合
- ・下記に記載の通り、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができます。したがって、一定の除外事由が発生した場合を除いては、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることができ、又は全く行使が行われないようにすることが可能となります。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌日以降2年間であります。
- ・本新株予約権に係る金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で、主に下記及びの内容を定めた本第三者割当契約を締結する予定です。

## 当社による行使許可

- ・割当予定先は、当社から本新株予約権の行使の許可(以下「行使許可」といいます。)を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間(以下「行使許可期間」といいます。)内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができます。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。ただし、かかる行使制限は、以下に掲げる期間中には適用されません。
  - ( ) 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等(以下「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
  - ( ) 当社の株券等に対する公開買付けに係る公開買付開始公告がなされた時から、当該公開買付けに係る買付期間が終了した時又は当該公開買付けが中止されることが公表された時までの間
  - ( ) 当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ・行使申請に際しては、原則として以下の要件を満たすことを必要とします。
  - ( ) 行使申請を行う本新株予約権の個数が、各本新株予約権につき、第9回新株予約権につき2,861個、第10回新株予約権につき3,366個、第11回新株予約権につき4,207個を超えないこと。
  - ( ) 行使許可期間が20取引日以内であること。
  - ( ) いずれかの本新株予約権に係る行使許可期間の初日の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき行使可能な当該新株予約権が存在していないこと。
- ・割当予定先は、行使許可を取得した後、当該行使許可に係る行使許可期間中に、当社に対して通知することにより、取得した行使許可を放棄することができます。

## 当社による本新株予約権の取得

当社は、平成30年1月25日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当予定先に対して法令に従って通知することにより、各本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する当該新株予約権の全てを取得することができます。割当予定先は、本第三者割当契約により、上記通知がなされた日の翌日以降、当該新株予約権の行使を行うことができません。



#### 割当予定先による本新株予約権の買取りの請求

割当予定先は、平成31年7月10日以降同年7月23日までの間に当社に対して通知することにより、又は当社の重大な義務違反等を原因として本第三者割当契約が解除された場合、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買い取ります。

#### (3) 本新株予約権を選択した理由

数あるファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に十分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行が以下に記載の通り他のファイナンス手法の課題を解決するものであることから、当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### (本新株予約権の主な特徴)

##### < 当社のニーズに応じた特徴 >

##### 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が2,086,900株(平成29年3月31日現在の発行済株式数16,731,900株の12.47%)と一定であり、株価動向にかかわらず本新株予約権の行使による最大増加株式数が限定されており、行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。また、株価が行使価額を上回る状況において行使価額の上方修正を行うことが可能で、当初の想定よりも希薄化を抑制することもできます。

- ・ 本新株予約権の行使は、当社の許可に基づいて行われるため、株価が行使価額を上回る水準では、当社が行使を許可する限り行使が進むことが期待される一方、株価動向等を勘案して許可を行わないことによって、行使が進まないようにすることができます。

##### 当社が適正と考える株価水準での資金調達を図れること

本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、株価が行使価額を上回る場合であっても当社が株価水準が思わしくないと考える場合には行使不許可とすることができる一方、株価水準が適正と考えられる場合に行使許可とすることで、当社が望ましいと考える株価水準で資本調達を図ることができます。

##### 既存株主の利益へ配慮されているとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること

下記の仕組みにより、既存株主の利益への配慮がなされているとともに、資本政策の柔軟性が確保されていると考えております。

- ・ いずれの本新株予約権についても、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値よりも高い株価水準で行使価額を設定することにより、将来の株価上昇局面において、かかる株価水準での更なる資本調達を実現することが期待できます。これは、株式価値の希薄化という観点からは、既存株主の利益に資するものと考えます。

- ・ 行使価額は、当社取締役会の判断により修正することが可能です。当初の行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に、行使価額を上方に修正することによって資金調達額を増額できます。他方で、長期的に株価が行使価額を大幅に下回っている場合に、当社が低い資金調達額であっても本新株予約権による資本調達が希望する場合には、行使価額を下方に修正することによって、本新株予約権の行使を促進することができます。但し、下方に修正された場合であっても、各本新株予約権の下限行使価額は発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に設定されており、行使価額がかかる金額を下回ることはありません。

- ・ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を、平成30年1月4日以降いつでも取得することができ、また、取得に関する通知がなされた日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

##### 資本調達の蓋然性が高く、財務健全性への影響が限定的であること

新株予約権は、転換社債に比べて、株価が行使価額(又は転換価額)を上回った場合に行使(又は転換)が行われやすい傾向があることが知られており、株価上昇局面においては、株価が行使価額を一定程度上回った段階で速やかに行使が進むことが期待されることから、転換社債と比して、早期の資本調達の蓋然性が高いものと考えられます。一方、株価下落局面においても行使価額の修正により、割当予定先による本新株予約権の行使が進みやすい状況とすることが可能です。以上の特徴により、早期に資本調達を達成できる可能性が高く、財務健全性への影響は限定的と考えられます。

## &lt;本新株予約権の主な留意事項&gt;

本新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、上記 乃至 に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権の当初の行使価額は、上記「(2)本新株予約権の商品性 本新株予約権の構成」に記載の通り、それぞれ3,500円、4,500円及び6,000円と、いずれも平成29年6月13日時点の株価水準よりも高く設定されており、株価水準によっては早期に行使が進まない可能性があります。

株価の下落局面で当社が行使価額を下方修正することにより、資本調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額(平成29年6月13日の終値)を下回ることはありません。

割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付ける条項は付されていないため、行使完了までに時間がかかる又は行使が完了しない可能性があります。

本新株予約権発行後、行使期間の終盤において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りの請求を行う場合があります。但し、買取価額は発行価額と同額となります。

## (他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権発行の特徴)

公募増資により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方、本新株予約権の発行においては、行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使が期待され、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。

第三者割当による新株式の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいためと考えられ、また、現時点では新株式の適当な割当先も存在しておりません。一方、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行においては、上記の通り、行使許可の仕組みを設けることにより、株価動向を見ながら分散した行使をさせることが可能となり、当社株式が一時的に供給過剰となる事態が回避され、株価への影響の軽減が期待できます。

借入れ又は社債の発行による資金調達は、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

転換社債の場合、必ずしも当社が希望する水準での転換価額を設定することができません。一方、本新株予約権においては、発行条件の設定の自由度が高く、当社が希望する水準での行使価額を設定することができます。

転換社債による資金調達は、調達金額が当初負債に計上されるため、株式(資本)への転換が進まない場合には、継続的な財務健全性の低下が見込まれます。転換社債の場合、新株予約権の場合に比べて、株価が転換価額を上回っても満期が近づくまでは転換が進まない傾向があることが知られており、負債から資本への転換が進まない懸念があります。一方、本新株予約権においては、行使価額を株価が上回れば、新株予約権の行使が進みやすく、資本を拡充しながら、負債を圧縮することが期待できます。

- 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
 当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約において、本「(注)1 (2)本新株予約権の商品性」及び に記載の内容について合意する予定です。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
 該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
 該当事項はありません。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
 割当予定先は、第9回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第9回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
- 6 振替新株予約権  
 第9回新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

7 第9回新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 第9回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
- (2) 当社は、第9回新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

8 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第9回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	6,732個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金15,348,960円
発行価格	本新株予約権1個当たり2,280円(本新株予約権の目的である株式1株当たり22.8円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年7月24日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エポラブルアジア 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階
払込期日	平成29年7月24日(月)
割当日	平成29年7月24日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 赤坂支店

- (注) 1 第10回新株予約権については、平成29年7月7日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第10回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第10回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第10回新株予約権の目的である株式の総数は673,200株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第10回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>第10回新株予約権の行使価額の修正基準: 当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</li> <li>行使価額の修正頻度: 行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができる。</li> <li>行使価額の下限: 当初2,918円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>割当株式数の上限: 第10回新株予約権の目的である株式の総数は673,200株(平成29年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は4.02%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>第10回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第10回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 1,979,746,560円(但し、第10回新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>第10回新株予約権には、当社の決定により第10回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式          当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式          単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第10回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式673,200株とする(第10回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第10回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第10回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第10回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第10回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初4,500円とする。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,918円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(3) 上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。</p> <p>当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合 直前になされた上記第(1)号に基づく行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第10回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>
----------------------------	--

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第10回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第10回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第10回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金3,044,748,960円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第10回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第10回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第10回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年7月25日から平成31年7月24日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社りそな銀行 赤坂支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 第10回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第10回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。 (2) 第10回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 第10回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	各第10回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、第10回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年1月4日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第10回新株予約権1個当たり2,280円の価額で、第10回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第10回新株予約権の全部を取得することができる。



	<p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生前に、第10回新株予約権1個当たり2,280円の価額で、第10回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第10回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第10回新株予約権1個当たり2,280円の価額で、第10回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第10回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由  
前記「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通りです。
- 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
前記「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の通りです。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
割当予定先は、第10回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第10回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
- 6 振替新株予約権  
第10回新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。
- 7 第10回新株予約権行使の効力発生時期等  
(1) 第10回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。  
(2) 当社は、第10回新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
- 8 単元株式数の定め廃止等に伴う取扱い  
当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第10回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 3 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	8,415個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金4,964,850円
発行価格	本新株予約権1個当たり590円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.9円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年7月24日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エポラブルアジア 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階
払込期日	平成29年7月24日(月)
割当日	平成29年7月24日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 赤坂支店

- (注) 1 第11回新株予約権については、平成29年7月7日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第11回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 第11回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第11回新株予約権の目的である株式の総数は841,500株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、第11回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 第11回新株予約権の行使価額の修正基準: 当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度: 行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができる。</li> <li>4 行使価額の下限: 当初2,918円 [= 発行決議日前営業日終値 × 100% (1円未満端数切上げ)] (但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>5 割当株式数の上限: 第11回新株予約権の目的である株式の総数は841,500株(平成29年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は5.03%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 第11回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第11回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額): 2,460,461,850円(但し、第11回新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 第11回新株予約権には、当社の決定により第11回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式          当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式          単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第11回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式841,500株とする(第11回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第11回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第11回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

新株予約権の行使時の 払込金額	<p>1 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第11回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初6,000円とする。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,918円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(3) 上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。</p> <p>当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合 直前になされた上記第(1)号に基づく行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第11回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>
--------------------	---

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第11回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第11回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金5,053,946,850円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、第11回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第11回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第11回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年7月25日から平成31年7月24日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社りそな銀行 赤坂支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 第11回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第11回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。 (2) 第11回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 第11回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	各第11回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、第11回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年1月25日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第11回新株予約権1個当たり590円の価額で、第11回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第11回新株予約権の全部を取得することができる。

	<p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第11回新株予約権1個当たり590円の価額で、第11回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第11回新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、第11回新株予約権1個当たり590円の価額で、第11回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第11回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由  
前記「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通りです。
- 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
前記「1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載の通りです。
- 3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 5 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
割当予定先は、第11回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第11回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
- 6 振替新株予約権  
第11回新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。
- 7 第11回新株予約権行使の効力発生時期等  
(1) 第11回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。  
(2) 当社は、第11回新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
- 8 単元株式数の定め廃止等に伴う取扱い  
当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第11回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,129,623,270	7,500,000	10,122,123,270

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。
- 2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

##### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額10,122,123,270円については、戦略的な大型M&A及び新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的とするブランディングコストに充当する予定です。具体的な内訳は以下の通りです。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

手取金の使途	想定金額	支出予定時期
戦略的な大型M&Aの実施	8,122百万円	平成29年7月～平成32年6月
新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的とするブランディングコスト	2,000百万円	平成29年7月～平成32年6月

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。なお、上記の使途については、を優先的に充当することを予定しており、調達額が上回った場合にはに充当することを想定しております。また調達額が下回った場合には、の使途で調整することを想定しております。

##### 戦略的な大型M&Aの実施について

当社は上場以来、既存事業(オンライン旅行事業、ITオフショア開発事業及び訪日旅行事業)とのシナジーを重視した積極的な投資及びM&Aを推進してきており、連結グループも7社を数えるまでに拡大いたしました。このうち、6社は上場後にグループ化した子会社・関連会社となります。それに伴い当社グループは、事業の規模や多様性の面で急速に変化しております。

当社グループでは2020年に向けた中期経営方針に従い、取扱高1,000億円を達成すべく、既存事業の成長に加え、積極的な投資及びM&Aにより業容を拡大して参ります。

投資やM&Aの対象としては、既存事業とのシナジーを重視し、それらに関連した分野における対象先選定を行っております。既存事業と直接的な事業シナジーを生じさせる企業に加え、広く当社の属する旅行産業、観光産業やIT産業での対象先選定を行い、戦略的な投資及びM&Aの実施を進めて参ります。また、投資規模に関しては最大で1件当たり数十億円規模を想定しております。投資を行う際には、財務安全性・効率性を勘案し、銀行借入からも併せて資金を充当する予定です。

上記を踏まえ、当社の資金需要を慎重に検討した結果、今般、M&Aに伴う管理体制の強化や人材確保のために必要となる資金を含め、当社サービスの分野におけるM&A資金に充当することを予定しております。

また、現状M&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途は具体化しておりませんが、未充当額が生じる場合には、下記 の使途に追加的に充当することを想定しております。



新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的とするブランディングコストについて

当社は、新ブランドAirTripを総合旅行サービスプラットフォームとして拡大することを目指しており、当社プラットフォームのユーザー数・会員数の更なる拡大に向けたブランディングや様々な営業施策をはじめとするマーケティングに調達資金を充当し、ブランド認知を高めることを企図しております。

具体的な施策として、幅広くブランドの認知度を向上させるため、TVCM等を活用したマス広告や、広い世代に影響力のある人物を起用したブランディング活動を計画しております。これらの施策は、現状の営業活動において実施しているリスティング広告による販売促進活動とは性質が異なるものの、ブランド認知が高まることで、現状の広告宣伝活動を効果的・効率的にすることが期待できると判断しております。

今回の資金調達においては、上記戦略を着実に遂行するための資金を確保することで収益基盤の更なる拡大を目指すとともに、将来における機動的な資金調達を可能とする体制の構築を図って参ります。

なお、当社は、平成28年3月30日付で公募増資(新規上場時)(差引手取概算額：1,009,720,000円)、平成28年5月9日付でオーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資(差引手取概算額：210,944,500円)を行っておりますが、当該手取金の具体的な内訳及び充当状況は以下の通りです。

手取金の使途	想定金額及び支出予定時期	充当状況
(ア) 事業拡大のための自社運営サイトに係る開発等のシステム投資資金	平成28年9月期：31,000千円 平成29年9月期：72,000千円 平成30年9月期：47,000千円	当初の計画通り充当しております。
(イ) 当社ブランドの認知度向上及び自社運営サイトの新規顧客獲得を目的としたWebマーケティング等の広告宣伝費	平成28年9月期：503,646千円 平成29年9月期：503,646千円	当初の計画通り充当しております。
(ウ) 上記サイト開発や広告宣伝等の活動を支える人員の確保のために、計画に基づいた採用・教育費や人件費	平成28年9月期：50,000千円 平成29年9月期：50,000千円	当初の計画通り充当しております。

調達する資金の具体的な使途のうち 新ブランドを中心とした認知度向上や顧客獲得を目的とするブランディングコストは、上表(イ)及び(ウ)に記載の使途と重複するものではなく、今回の調達によって得られる資金は、これらの使途を充足するものではありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	クレディ・スイス証券株式会社
	本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長兼CEO マーティン・キープル
	資本金	781億円
	事業の内容	金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	クレディ・スイスKKホールディング(ネダーランド)B.V. 100%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回、割当予定先を選定するにあたり、様々な資金調達先を検討して参りましたが、各資金調達先から提案を受け社内にて検討をした結果、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載の通り、割当予定先が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として本新株予約権を提案したことに加え、割当予定先が、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、新株予約権によるファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、クレディ・スイス証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,668,300株(各本新株予約権につきそれぞれ556,100株ずつ)です(但し、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄、「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、割当予定先が、当社から行使の許可を受けた上で、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、機関投資家への売却を中心に、適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本有価証券届出書提出日現在において、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提供された業務及び財産の状況に関する説明書(平成28年3月期)に含まれる割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額(平成28年3月31日現在)により、上記払込み及び行使に要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。なお、同説明書において、割当予定先の財務諸表が監査法人による監査を受けており、適正意見の監査報告書を受領している旨を確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、Credit Suisse Group AG(以下「クレディ・スイス・グループAG」といいます。)の間接的な100%子会社であり、クレディ・スイス・グループAGはその株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA))の監督及び規制を受けております。

また、割当予定先は、金融商品取引業者として登録済み(登録番号：関東財務局長(金商)第66号)であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服すると共に、その業務に関連する国内の自主規制機関(日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本保険仲立人協会)に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、クレディ・スイス・グループAGのアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループがスイス連邦の行政機関であるFINMAの監督及び規制を受けていることについて確認しており、FINMAの規制の中にはマネーロンダリングに対する規制も含まれます。また当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリングにおいて、割当予定先はマネーロンダリング防止体制(日本における反社会的勢力に係るコンプライアンス体制を含む。)を確立しているとの説明を受けており、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないことを確認しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする予定です。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)(以下「プルート・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。プルート・コンサルティングは、当社株式の権利行使価格、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社の行動としては、資金調達をすべく、随時行使許可をするものとし、権利行使価格を各回号の当初権利行使価格から1円でも上げることが可能であれば、それぞれの回号の権利行使価格を修正するものとします(6ヶ月以上の間隔を空けるものとします。)。取得条項(コール・オプション)については、取得条項を発動する経済合理性はないため、取得条項は発動しないものと想定しております。また、割当予定先の行動としては、株価水準に留意しながら、1度に行う権利行使の数は、1回当たり833個(83,300株)を行うものとし、行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとする。そして、残存する新株予約権については、取得請求権(プット・オプション)を用いて取得を請求するものと想定しております。当社は、プルート・コンサルティングの評価結果を参考にし、本新株予約権1個当たりの払込金額を第9回新株予約権は金4,930円、第10回新株予約権は金2,280円、第11回新株予約権は金590円としました。当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (注)1 (2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や本スキームの内容を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当せず、加えて発行の適法性についても問題ないと判断いたしました。また、当社監査役4名全員(うち社外監査役2名)も、プルート・コンサルティングは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルート・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルート・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してプルート・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はプルート・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく、適法性についても問題ないと判断しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大2,086,900株であり、平成29年3月31日現在の当社発行済株式総数(16,731,900株)に対する比率は12.47%、平成29年3月31日現在の当社議決権総数(167,282個)に対する比率は12.48%と限定的であります。

また、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数2,086,900株は当社株式の過去1年間における1日当たりの平均出来高474,555株に対して約4.4日分であることや、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等(注)1 (2) 本新株予約権の商品性」に記載の通り、当社が割当予定先に対し本新株予約権の行使を許可する場合において、その時点における当社株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮した上で、必要に応じて行使を許可する本新株予約権の個数を制限し、本新株予約権の行使及びそれに伴い交付される当社株式の売却が段階的に行われるようにすることも可能であることから、本新株予約権の行使により交付される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社株式を売却する際には、当社株価への影響に配慮する旨の口頭での説明を受けております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
大石 崇徳	東京都港区	6,365,700	38.05	6,365,700	33.83
吉村ホールディングス	東京都港区虎ノ門四丁目1番 34号3705	2,996,300	17.91	2,996,300	15.92
クレディ・スイス証券 株式会社	東京都港区六本木一丁目6番 1号 泉ガーデンタワー	0	0.00	1,668,300	11.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一 丁目2番10号	292,500	1.75	292,500	1.55
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目15番 1 赤坂ガーデンシティ18F	229,500	1.37	229,500	1.22
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番 3号	220,200	1.32	220,200	1.17
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番 11	197,700	1.18	197,700	1.05
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番 1号 泉ガーデンタワー19階	182,800	1.09	182,800	0.97
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4 番地	136,600	0.82	136,600	0.73
マネックス証券株式会 社	東京都港区赤坂1丁目12番32	91,704	0.55	91,704	0.49
計		10,713,004	64.04	12,381,304	68.03

- (注) 1 「割当前の所有株式数」及び「割当後の所有株式数」は、割当予定先の割当後の所有株式数を除いて、「平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく所有株式数」を記載しております。
- 2 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「平成29年3月31日現在の総議決権数」に対する「平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく所有議決権数」の割合を、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成29年3月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である2,086,900株に係る議決権数20,869個を加算した数」に対する「平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく所有議決権数」の割合を、小数点以下第3位で四捨五入して算出しております。
- 4 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社は、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

#### 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)  
平成28年12月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第1四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)  
平成29年2月14日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第2四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)  
平成29年5月15日関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年7月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年7月7日)現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社エポラブルアジア 本店  
(東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー19階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。